

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
①	課程修了の要件／履修科目登録の上限／他の大学院において修得した単位等の認定／入学前に修得した単位等の認定

[参考：2014 年度の現状（概要）]

課程修了の要件については、法令上の基準を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないよう配慮して設定している。

具体的には、「龍谷大学専門職大学院学則」第 13 条及び別表において、課程修了の要件として、3 年以上の在学及び 102 単位の単位修得を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として 3 年、93 単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第 23 条）。	I◎	B	B
2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36 単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第 53 号」第 7 条）。	I◎	A	A
2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内、ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみならずことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 21 条）。	I◎	A	A
2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 22 条）。	I◎	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-18 他の大学院での授業科目の履修については、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、認めることができることとしており、本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準じることとしている（専門職大学院学則第8条第1項）。また、このようにして修得した単位については、本法科大学院で修得したものとして認定することができることとしている（同条第2項）。さらに、外国の大学院で学修（日本国内での通信教育を含む）については、学長の許可を得て留学することができることを定めている（専門職大学院学則第9条）。

これら、国内外の他大学院での履修によって修得した科目の単位認定については、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を上限としている（専門職大学院学則第11条第2項）。したがって、「専門職」第21条に照らして適切である。

なお、教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則（以下、「履修細則」という。）第8条により、対象となる大学院の種別、事前の手续、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定することによって担保している（「履修要項」p.33）。

従来、他大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績はなかったが、2014年度中に京都産業大学との間で、単位互換協定を締結した。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-18	① 京都産業大学と龍谷大学との法科大学院における単位互換に関する協定書の締結及びそれに伴う関連要項の制定について（提案）
	（再掲：2-14-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月

II. 評価結果

総評
法令上の基準を遵守し、かつ龍谷大学大学院法務研究科履修細則により、教育水準及び教育課程としての一体性の保持が適切に行われていると根拠資料から評価できる。 次年度は、2014年度に締結された京都産業大学との単位互換に関する協定の利用状況などについて説明願いたい。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
②	在学期間の短縮／法学既修者の課程修了の要件／履修指導の体制／学習相談体制

[参考：2014 年度の現状（概要）]

入学予定者を対象とする履修指導については、「教務委員会」が所管し、「入試・広報委員会」と連携して自主学習を支援するための入学前教育（法学未修者・法学既修者共通）を提供している。

新入生を対象とする履修指導については、「教務委員会」が、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、コース（標準・既修）別の「履修ガイダンス」を開催している。さらに、標準コース生に対しては、「未修者のための導入教育」を開講している。

また、在学生に対する履修指導については、「教務委員会」が3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催している。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	I◎	—	—
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	I◎	A	A
2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	II○	A	
2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-22 履修指導の体制及び内容については以下のとおりである。

(1) 新入生を対象とする履修指導

新入生に対しては、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、「履修ガイダンス」を開催した。これに加えて標準コース生に対しては、憲法、民法及び刑法の3科目について、各科目の授業担当者を講師とする「未修者のための導入教育」を開講した。

(2) 在学生に対する履修指導

在学生に対する履修指導については3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催した。その後、授業開始までの間には、専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応した。

なお、「学修相談期間」は、9月の第1学期成績配付から第2学期授業開始までの期間にも設定した。

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容については以下のとおりである。

(1) オフィスアワー

オフィスアワーについては専任教員全員が設けており、設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している。

(2) 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている。

また、この期間には、教務委員が分担し、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）に対する個別指導を行っている。2014年度には、延べ7人の対象学生（第1学期終了時4人・第2学期終了時3人）を抽出し、個別指導を実施した。

(3) 学習相談員制度

学習相談員制度は、「学生・修了生一人ひとりに対して、より綿密な相談対応や学修支援を行っていくため」（「履修要項」p.15）に導入している。学習相談員となるのは原則として全ての専任教員であり、利用対象者は全ての在学生及び修了生である。

学習相談員による指導内容は、個別科目の指導及びその他の学習相談対応であり、この制度の利用を希望する学生・修了生は、法科大学院教務課に申し出ることになっている。受付は、随時、行っているが、司法試験受験を控えた3年次生に対しては、6月に特に申込期間を設定し、申出を促している。また、修了後も学習継続のために在籍する研究生に対しては、確実に学習相談員が配置されるよう、出願時に提出する学習計画書には、学習相談員による承認を必須としている。このような取り組みにより、2014年度に学習相談員を指名した学生・修了生は、在学生12名、修了生84名となっている。

(4) 専任教員による各種課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の実態把握

前年度の評価では、専任教員による課外学習指導の実施状況に関する「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性を検証する必要性を、自ら「改善すべき点」として掲げた。

この点に関しては、2014年度も全専任教員に対して課外学習指導全般に係る「月報」の提出を求め、一覧表に集約した上で、毎月、教務委員会及び教授会で報告しており、問題はないことを確認している。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制及び学習支援の内容については以下のとおりである。

(1) チュートリアル・スタッフ（TS）による学習支援

本法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、法務研究科チュートリアル・スタッフ規程に基づく「TS制度」を設けている。TS制度の採用対象者は原則として弁護士等の司法試験合格者であり、本法科大学院の修了生が中心である。2014年度のTS採用者数は23人であり、ゼミ・個別指導の担当を通じて学生・研究生に対する指

導に従事した。

(2)ティーチング・アシスタント (TA) による学習支援

法科大学院でのTA制度の詳細については、「推薦要領」に定めるとおりである。配置対象科目は、原則として法律基本科目及び「実務総合演習」（実務基礎科目のうち、「民事実務演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」）である。業務内容は、専任教員の指示の下で行う授業に必要な資料収集及び学生からの質問取次ぎ等である。

TAの採用資格を有するのは授業担当者の推薦を受けた研究生であり、2014年度には、第1学期、第2学期ともに12科目・クラスに各1人を配置した。

(3)ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発刊している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点 2-5 で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定し、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容

・ 専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていない。そのため、課外学習指導に係る「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施する。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-22	① 「2014年度『未修者のための導入教育』レジュメ集」2014年3月
	② 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新2年次生）」2014年3月13日開催
	③ 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新3年次生）」2014年3月13日開催
	④ 「2014年度 第1学期授業開始前の学修相談日程表」
	⑤ 「2014年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」
	（再掲：1-3-①）「2014年度履修ガイダンス [新入生]」2014年4月1日開催
2-23	① 「2014年度 第1学期 オフィスアワー開設時間」
	② 「2014年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」
	③ 「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」
	④ 「2014年度 課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）実施実績一覧」

	⑤ 「学習相談員を活用しましょうー学習相談員申請のご案内ー」2014年6月掲示
	⑥ 「2014年度研究生願書(様式)」
	⑦ 「2014年度 学習相談員指名状況一覧」
	⑧ 「2014年度 会議体における『月報』の確認状況一覧」 (再掲:1-3-③)「2014年度履修要項」2014年3月
2-24	① 法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定
	② 「2014年度TS一覧」
	③ 「チュートリアル・スタッフ(TS)ゼミガイド[2014年度第1学期]」2014年4月
	④ 「修了生ゼミガイド[2014年度]」2014年5月
	⑤ 「チュートリアル・スタッフ(TS)ゼミガイド[2014年度第2学期]」
	⑥ 「2014年度 合格者TSゼミガイド」
	⑦ 「2014年度第1学期 法科大学院TA推薦要項」
	⑧ 「2014年度第2学期 法科大学院TA推薦要項」
	⑨ 「2014年度 第1学期 TA一覧」
	⑩ 「2014年度 第2学期 TA一覧」
	⑪ 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」vol.35
	⑫ 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」vol.36
	⑬ 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」vol.37

II. 評価結果

総評
<p>新入生に対する「履修ガイダンス」を開催したことは現状説明や根拠資料から確認できる。</p> <p>前回留意点として掲げられた「専任教員による課外学習指導(オフィスアワー及び学習相談制度等)の有効性の検証に努めて頂きたい」に対し、実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていないが、課外学習指導に係る月報の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施するとしている。</p> <p>このことから自己点検・評価の趣旨を理解し、改善の姿勢が見られると評価する。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	研究科長 本多 滝夫

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
③	授業計画等の明示／授業の方法／授業を行う学生数

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。	I◎	B	A
2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。	I○	A	
2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。	I◎	A	A
2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I◎	A	
2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。	I◎	A	A
2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。	I◎	A	
2-32 個別の指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
<p>2-26 授業計画等の明示に関する対応については以下のとおりである。</p> <p>(1) 法令上の基準の遵守状況</p> <p>授業計画等についてはシラバスに掲載し、公開している。</p> <p>ただし、大学認証評価では、【努力課題】として、「シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られる」との指摘を受けている。この指摘に対しては、2013年度版シラバスからは、項目を統一するとともに、各授業担当者に手引書を配付し、新たなシラバスの趣旨を周知することで改善を図っている。これに対し、前年度の評価結果では、【留意点】として、「新たなシラバスの趣旨の周知について、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる」との指摘を受けている。この指摘に対しては、改善目標及び達成指標を設定し、「改善計画及び改善状況報告書」の提出により、毎年度、全学大学評価会議に達成状況を報告している。このような取り組みの結果、2014年度の法科大学院認証評価では、「改善が図られているといえる」（p. 20）との評価を受けており、問題点は解決済みであると認識している。</p> <p>(2) 「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示</p> <p>「法科大学院基準」がいう「基本的素養の水準」とは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて各</p>

法科大学院が策定するべき到達目標であり、本法科大学院では「龍谷版共通の到達目標モデル」（評価の視点2-15を参照。）がこれに該当する。そのため、シラバス作成時には、手引書の配付を通じ、各授業担当者に対し、「龍谷版共通の到達目標モデル」を踏まえた内容とするよう、要請している。さらに、教務委員会では、チェックシートをもとに、実際のシラバスにこのモデルが反映されているかどうかという確認を含めたシラバスチェックを行っている。

2-27 シラバスにしたがった授業の実施については、成績評価に係る記載内容を変更する際には、教務委員会の承認を必要とする取扱いを設けている。また、2014年度版シラバスの作成時から、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（「シラバス作成の手引」p.1）、授業担当者への周知を図っている。

また、その実態については、「授業アンケート」に「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問（問9）を設けて学生による評価を調査している。2014年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1学期では91.1%（『授業アンケート』集計結果集 p.10）、夏期集中講義では92.6%（同p.25）、第2学期では91.7%（同p.37）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、シラバスにしたがって授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」（「履修要項」p.37）ことを掲げている。また、適切性の検証については、「授業アンケート」及び教員相互による授業参観を通じて行っている。

（1）「授業アンケート」を通じた検証

「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問い（問8）を設けて学生による評価を調査している。2014年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1学期では94.8%（『授業アンケート』集計結果集 p.9）、夏期集中講義では96.3%（同p.24）、第2学期では94.1%（同p.36）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、双方向・多方向型の授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

（2）「教員相互による授業参観」を通じた検証

「教員相互による授業参観」では、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、教員による相互評価を行っている。2014年度の授業参観では、第1学期の1人を除いて参観者全員が「適切」又は「やや適切」と評価しており（「授業参観シート・コメント集」pp.3-12, pp.17-22）、「やや改善の余地あり」とした1名の評価（同p.12）についても、授業担当者から具体的な改善方策についてのコメントがされている（同p.14）ことから、大きな問題はないといえる。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。

2-30 少人数教育の実施状況については、「教育課程編成・実施の方針」で「少人数教育の充実」を掲げ（「履修要項」p.37）、入学定員を25人に設定して学生を受け入れてきた。したがって、「告示第53号」第6条第1項に照らして適切である。

2-31 各法律基本科目での適正学生数の設定状況については以下のとおりである。

講義科目の適正学生数については、原則として入学定員に合わせて25人に設定している。ただし、法学既修者が入学時に単位認定を受ける科目（選択認定科目を除く）については、入学定員（25人）から既修コースの募集人員（12人程度）を差し引いた13人としている。各科目の2014年度の登録学生数は、最も多い「民事訴訟法Ⅱ」で15人である。その一方で、演習科目では2又は3クラスに分割することを基本としており、適正学生数は12人から13人程度に設定している。2014年度の登録学生数は、最も多い「行政法演習」及び「商法総合演習」でいずれも16人である。

「告示第53号」第6条第2項に定める適正学生数は50人であることから、講義科目、演習科目ともに、この法令に照らして問題はない。

2-32 個別的指導が必要な授業科目には、その一環としてエクスターンシップを実施する「法務研修」がある。学生数

については、実習先1か所につき学生1人とすることが原則としており、2014年度も原則どおりに運用した。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（〔改善勧告〕〔努力課題〕〔留意点〕）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔評価結果で「改善すべき点（〔改善勧告〕〔努力課題〕〔留意点〕）」とされた事項〕
・新たなシラバスの趣旨の周知について、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-26	① 「大学・短期大学認証評価 改善計画及び改善状況報告書（2014年度）」
	② 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月
	③ 「2014(平成26)年度第21回教務委員会議事録（一部抜粋）」2015年3月10日開催
	④ 「2015年度 シラバスチェック チェックシート」2015年3月10日 教務委員会承認
	(再掲：2-9-①)「2014年度版シラバス」2014年3月 (再掲：2-5-①)「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月
2-27	① 「『授業アンケート』集計結果集 [2014年度]」2015年4月 (再掲：2-5-①)「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月
	(再掲：1-3-③)「2014年度履修要項」2014年3月 (再掲：2-27-①)「『授業アンケート』集計結果集 [2014年度]」2015年4月 (再掲：2-5-②)「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集 [2014年度]」2014年4月
2-28	(再掲：1-3-③)「2014年度履修要項」2014年3月 (再掲：2-27-①)「『授業アンケート』集計結果集 [2014年度]」2015年4月 (再掲：2-5-②)「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集 [2014年度]」2014年4月
2-30	(再掲：1-3-③)「2014年度履修要項」2014年3月
2-31	① 「2014年度 受講者数一覧」
2-32	(再掲：2-13-①)「2014-2015年度 「法務研修」プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」

II. 評価結果

総評
<p>大学認証評価で【努力課題】や自己点検・評価において「留意点」となった事象について改善を図った結果、法科大学院認証評価において「改善が図られているといえる」と評価を受けている。このことは、自己点検・評価の実質化が図られていると評価できる。</p> <p>授業アンケートにおいて「双方向型または多方向型の授業が行われましたか」の結果が2013年度のポイントより高い数値（2013年度 91.2% 92.3%）を示していることは、学生の声を反映した取り組みが継続して行われていると評価できる。</p>
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
<p>・授業アンケートの結果が2013年度のポイントより高い数値（2013年度 91.2% 92.3%）を示していることは、学生の声を反映した取り組みが継続して行われていると評価できる。</p>
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

助言内容（大学認証評価）

【努力課題】

- 1) 経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および法務研究科においては、シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

2015年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	研究科長 本多 滝夫

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
④	成績評価及び修了認定／再試験及び追試験／進級制限

[参考：2014年度の現状（概要）]
 成績評価の基準及び方法については、①各科目の単位数に相当する量の学修成果について、原則として100点満点法によって評価し、60点以上を合格とすること、②評価方法は、「定期試験」及び「課題研究レポート」など4種類のうち2種類以上を組み合わせて行うことなどを「成績評価の仕組み」として「履修要項」に明示している。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。
 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目(評定・現状説明・根拠資料は不要)
 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目(変更がなければ現状説明・根拠資料は不要)

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第2項）。	I◎	A	B
2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。	I◎	B	
2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	I○	—	A
2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	I○	A	
2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	I○	A	A
2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	I○	—	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
 2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については以下のとおり対応している。
 成績評価の方法とその組み合わせについては、成績評価の基本方針で定めている。学生に対しては、その内容を、「成績評価の仕組み」として「履修要項」p.9に掲載し、明示している。

成績分布割合の設定等、成績評価の基準については、成績評価ガイドラインで定めている。このガイドラインについては、前回の評価結果で自ら「改善すべき課題」に掲げたとおり、2014年度からは、「履修要項」(p. 38)に掲載することで明示している。

単位認定の基準及び方法については、単位認定の要件を「履修要項」p. 3に掲載している。課程修了の基準及び方法についても「履修要項」p. 12に掲載して明示している。

各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に掲載している。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定については、以下のとおり対応している。

(1) 成績評価の実施状況

成績評価の基準については、2014年度までは、成績評価の基本方針に掲げたとおり、定期試験、中間試験、小テスト、課題研究レポート(定期試験に代わるレポート)、小レポート及び平常点を併用し、それらの組合せに応じて、5つの成績評価パターンから授業担当者が選択することとしていた。この成績評価パターンに関して、法律基本科目に属する講義科目では、定期試験と平常点の併用(A方式)又は定期試験及び中間試験と平常点の併用(B方式)のいずれかを選択することとしていた。これに対して演習科目では、中間試験と平常点の併用(C方式)、課題研究レポートと平常点の併用(D方式)又は平常点のみ(E方式)のいずれかを選択することとしており、2014年度は全科目でE方式が採用されていた。

また、成績分布割合の設定については成績評価ガイドラインで定めたとおり、受講者数が20人以上の科目では、絶対評価で可否を評価し、合格者については相対評価を加味することとしていた。他方、受講者数が20人未満の科目では、絶対評価のみで評価しつつ、S及びA評価は若干名の範囲内に留めることとされていた(「履修要項」p. 38)。これらの基準は、2014年度からの新基準であるが、同年度には受講者数が20人以上の科目はなかったため(「2014年度受講者数一覧」)、実際には、全科目で20人未満の基準が適用された。

実際の成績分布は、各学期の「成績分布一覧」のとおりであり、分布状況については学期ごとにFD全体会で討議し、適切性の検証を行った。2014年度には、第1学期、第2学期ともにS又はA評価が若干名の範囲を著しく超えている科目はなく、前年度の評価結果で、自ら「改善すべき点」として掲げた新基準の着実な実行は、適切になされたものと認識している。

しかしながら、2014年度の法科大学院認証評価では、平常点のみで評価する法律基本科目群に属する演習科目の一部において、具体的な評価過程や根拠資料等が事後に検証可能な状態になっていない等の理由により(「認証評価結果」p. 24)、成績評価の客観性に関する「勧告」を受けた。そのため、2014年度第17回教授会(2015. 1. 21)では、改善に向けた基本的方向性を定め、2014年度第18回教授会(2015. 2. 4)では、成績評価に関係する各種の基本方針及びガイドラインを改訂した。

具体的には、まず、成績評価に関する基本方針の改訂により、法律基本科目に属する演習科目でも、定期試験や中間試験と組み合わせた評価パターンが選択できるようになった。また、成績評価パターンからの著しい逸脱があった場合、教務主任が授業担当者に変更を要請できることとなった。次に、成績評価ガイドラインの改訂により、平常点のみで評価する法律基本科目の演習科目では、評価方法の明確化及び成績評価根拠資料の取扱いの厳格化が図られるようになった。また、この改訂内容を遵守しない授業担当者には、教務主任が再検討を要請できることも明文化した。

さらに、認証評価にかかる答案等の保管についての申合せも改訂し、成績評価根拠資料に係る法科大学院教務課への提出時期を早期化させた。

その他にも、2014年度第7回FD全体会では、2015年度のFDテーマとして、成績評価方法の客観性及び評価結果の厳格性(適切性)の検証、とりわけ、平常点評価の方法に係る組織的な検証ないし成績分布の適切性の検証を2015年度のFD課題とすることを確認した(「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」p. 5)。

(2) 課程修了認定の実施状況

課程修了の認定に当たっては、履修細則第3条第1項の規定に基づき、①原則として3年(法学既修者は2年)以上の在学、②所定の科目群・系列の区分にしたがって102単位以上の修得及び③必修科目の総合GPAが1.60以上という3つの基準にしたがって可否を判定している(「履修要項」p. 32)。具体的な手続については、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定しており、2014年度には、9月修了判定では対象者全員(4人)が、3月修了判定でも対象者全員(16人)がそれぞれ修了認定を受けた(「修了判定資料」)。

2-36 追試験については、履修細則第9条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づき実施している(「履修要項」p. 33)。追試験の受験資格及び出願要項については「履修要項」(p. 11)に明示している。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、

教授会で受験資格を判定している。

2014年度には、第1学期に1人の学生から1科目についての出願があり、所定の受験資格判定を経て当該出願に対する追試験を実施した。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[自ら掲げた改善すべき事項]

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示

- ・ 「成績評価ガイドライン」については、学生への公開に至っておらず、2014年度からは、履修要項に掲載して公開する。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

- ・ 成績分布の設定については、大学基準協会から問題点の指摘を受けているものの、「成績評価ガイドライン」を改訂するなどの改善を図っており、既に成果が現れはじめています。2014年度からは、新たな「成績評価ガイドライン」を着実に実行する。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

- ・ 2014年度法科大学院認証評価での「勧告」を踏まえ、同年度末に改訂した各種ガイドライン等を着実に実行するとともに、FDでの検証についても実施する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-33	① 「成績評価に関する基本方針」2004年4月28日制定
	(再掲：1-3-③) 「2014年度履修要項」2014年3月
	(再掲：2-9-①) 「2014年度版シラバス」2014年3月
2-34	① 「2014年度 第1学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	② 「2014年度 第2学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	③ 「2014（平成26）年度第2回FD全体会議記録<一部抜粋>」2014年6月25日開催
	④ 「法律基本科目群に属する演習科目における成績評価の在り方について」2015年1月21日教授会承認
	⑤ 「法律基本科目群に属する演習科目における成績評価の見直しに伴う関連ガイドライン等の一部改訂について（提案）」2015年2月4日教授会承認
	⑥ 「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」2015年1月28日FD全体会了承
	⑦ 「修了判定資料（法科大学院）」2014年9月修了
	⑧ 「修了判定資料（法科大学院）」2015年3月修了
	(再掲：2-33-①) 「成績評価に関する基本方針」2004年4月28日制定
	(再掲：1-3-③) 「2014年度履修要項」2014年3月
	(再掲：2-31-①) 「2014年度受講者数一覧」
(再掲：2-5-③) 「2014（平成26）年度第4回FD全体会議記録<一部抜粋>」2014年10月8日開催	
(再掲：2-26-②) 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月	
2-36	(再掲：1-3-③) 「2014年度履修要項」2014年3月

II. 評価結果

総評
<p>2-33 昨年自ら改善点とした「成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示」を「履修要項」に掲載し明示していることは、根拠資料から確認できた。</p> <p>2-34 認証評価において演習科目の一部に具体的な評価過程や根拠資料等が検証可能な状態になっていない等の理由により勧告を受けた成績評価の客観性について、「評価方法の明確化及び成績評価根拠資料の取扱いの厳格化が図られ、さらに認証評価にかかる答案等の保管についての申合せも改訂するなど、成績評価に関する各種の基本方針及びガイドラインを改訂した」ことは、根拠資料から確認できる。</p> <p>また2014年度第7回FD全体会で2015年度のFDテーマとして、成績評価方法の客観性及び評価結果の厳格性(適切性)の検証、とりわけ、平常点評価の方法に係る組織的な検証ないし成績分布の適切性の検証を2015年度のFD課題とすることを確認している。</p>
伸長すべき点 (長所) 《箇条書き》
2015年度に成績評価方法の客観性及び評価結果の厳格性(適切性)の検証、とりわけ、平常点評価の方法に係る組織的な検証ないし成績分布の適切性の検証をFDの課題としている。今後に期待する。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容 (法科大学院認証評価)
2-34 【勧告】
1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である(評価の視点2-34、2-40)。

2015年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	研究科長 本多 滝夫

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
⑤	教育内容及び方法の改善／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	I◎	A	A
2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。	II○	B	
2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。	I○	A	
2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。	II○	B	
2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。	II○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

<p>対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。</p> <p>2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、基本方針として、「教育課程編成・実施の方針」において、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（「履修要項」p.37）。この方針に基づく活動の根拠規程として法科大学院FD活動に関する規程（「FD活動報告書」p.41。以下、「FD規程」という。）を定め、これに基づきFD委員会、FD全体会及びFD部会を組織している。</p> <p>FD委員会は、FD活動の運営・推進を目的とし（FD規程第2条）、FD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員を構成員としている（同規程第3条第1項）。その主な役割は、FD活動に係る基本方針及び実施計画に関する事項の審議等である（同規程第4条）。</p> <p>FD全体会は、すべての教授会構成員から構成される研究会であり（FD規程第5条第1項）、FD委員会が策定した方針及び計画の通りに、授業内容及び授業方法の改善について討議している。2014年度の開催回数は計7回である（「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」pp.1-2）。</p> <p>FD部会は、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っており（FD規程第5条第2項）、公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会から構成している。</p> <p>具体的なFD活動のうち主なものについては、以下のとおりである。</p> <p>ア 「授業アンケート」結果の分析 「授業アンケート」結果の分析については評価の視点2-41及び2-42で後述する。</p> <p>イ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック 法科大学院では、FD委員会と教務委員会が連携し、「教員相互による授業参観」を実施している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施後の授業改善に向けたフィードバックをFD委員会が担当している。</p>

2014年度第1学期には10科目を各1人が参観し、その結果については2014年度第4回FD全体会（2014.10.8開催）で報告・共有した。第2学期には6科目を各1人が参観し、その結果については2014年度第7回FD全体会（2015.1.28開催）で討議した。

ウ 「FD活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している。2014年度には2013年度の活動実績を取りまとめ、公表した。

2-40 FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。2014年度の総括文書では、「龍谷版共通的到達目標モデル」の測定方法に関する検討など、8項目の活動について取り組み状況をまとめた上で、次年度に向けた課題を確認している。

なお、2014年度法科大学院認証評価で受けた「勧告」への対応については、評価の視点2-34を参照されたい。

2-41 学生による授業評価については、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって対応している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックをFD委員会が担っている。

なお、授業アンケートの実施範囲は原則として全科目であり、各学期の最終授業時に実施している。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげるための方策としては、以下の仕組みを整備している。

授業アンケートの実施後は、集計を行い、教務委員会及び教授会で全科目の集計結果を確認している。その一方で、各授業担当者は、担当科目の集計結果に対するコメントを書面で提出することになっており、提出されたコメントについても教務委員会及び教授会で確認している。また、FD委員会では、授業アンケートの集計結果の分析を行っており、その結果についてはFD全体会で討議している。2014年度は、第1学期の実施結果を第4回FD全体会（2014.10.8開催）で討議し、第2学期の実施結果については、2015年度のFD全体会で取り上げる予定としている。

これらの取り組みに加え、授業アンケートの集計結果及び教員コメントについては、法科大学院ポータルサイトで学生及び教職員に公開しているほか、「FD活動報告書」に取りまとめ、webを通じて広く一般にも公開している。

2-43 教育方法に関する特色ある取り組みとしては、以下の2点が挙げられる。

第一に評価の視点2-13で既述したとおり、「法務研修」を必修とする方法により、全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている点である。

第二に双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している点である。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施

- ・ 「教員相互による授業参観」に関して、全教授会構成員の参加を求め、授業担当者にはコメントの提出を求めている点は、効果を高める上で、有効であると認識しており、この取り組みについては今後も継続する。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備

- ・ 「授業アンケート」の結果を報告書に取りまとめて広く公表している点については、実施の効果を高める上で有効であると認識しており、今後も継続する。

2-43 特色ある取り組み

- ・ 「現状説明」に掲げた2つの取り組みは、いずれも本法科大学院の特色としてふさわしい取り組みであると認識し

ており、今後も継続する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-39	① 「龍谷大学法科大学院 2013 年度 FD 活動報告書」 2014 年 10 月
	② 「2014 年度 法科大学院 FD 部会 所属一覧」 (再掲：1-3-③) 「2014 年度履修要項」 2014 年 3 月
	(再掲：2-34-⑥) 「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」 2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
	(再掲：2-5-②) 「『教員相互による授業参観』 参観シート・コメント集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
	(再掲：2-5-③) 「2014 (平成 26) 年度第 4 回 FD 全体会記録<一部抜粋>」 2014 年 10 月 8 日開催
	(再掲：2-5-④) 「2014 (平成 26) 年度第 7 回 FD 全体会記録<一部抜粋>」 2015 年 1 月 28 日開催
2-40	(再掲：2-34-⑥) 「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」 2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
2-41	(再掲：2-27-①) 「『授業アンケート』 集計結果集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
2-42	① 「2014 (平成 26) 年度第 8 回教務委員会議事録<一部抜粋>」 2014 年 9 月 16 日開催
	② 「2014 (平成 26) 年度第 19 回教務委員会議事録<一部抜粋>」 2015 年 2 月 16 日開催
	③ 「2014 (平成 26) 年度第 11 回 (214 回) 法科大学院教授会議事録<一部抜粋>」 2014 年 10 月 15 日開催
	④ 「2014 (平成 26) 年度第 19 回 (222 回) 法科大学院教授会議事録<一部抜粋>」 2015 年 2 月 18 日開催
	⑤ 「2014 年度第 1 学期授業アンケートの分析結果」 2014 年 10 月 8 日 FD 全体会資料
	⑥ 「2014 年度第 1 学期授業アンケート結果の公開について」 2014 年 10 月 31 日付け掲示
	⑦ 「2014 年度夏期集中講義科目に係る授業アンケート結果の公開について」 2014 年 11 月 18 日付け掲示
	⑧ 「2014 年度第 2 学期授業アンケート結果の公開について」 2015 年 3 月 18 日付け掲示
	⑨ 「情報公表」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html >最終アクセス：2015/04/16
	(再掲：2-27-①) 「『授業アンケート』 集計結果集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
	(再掲：2-5-③) 「2014 (平成 26) 年度第 4 回 FD 全体会記録<一部抜粋>」 2014 年 10 月 8 日開催
(再掲：2-39-①) 龍谷大学法科大学院 2013 年度 FD 活動報告書」 2014 年 10 月	
2-43	① 「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」

II. 評価結果

総評
<p>「教員相互による授業参観」を実施し、授業改善に向けたフィードバックをFD委員会で行っている。また、「授業アンケート」の実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックをFD委員会が担っている。</p> <p>授業アンケートの集計結果及び教員コメントについては、法科大学院ポータルサイトで学生及び教職員に公開しているほか、「FD活動報告書」に取りまとめ、webを通じて広く一般にも公開している。</p> <p>特色ある取り組みとして、必修として全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている。また、双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している。</p> <p>認証評価において勧告となった2-40については、現状説明にも記載されているように2-34で対応できていることを確認した。</p>
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
<ul style="list-style-type: none">・必修として全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている。・双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-40 【勧告】
1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点2-34、2-40）。